

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

日本電産グループは「高成長、高収益、高株価」をモットーに、「社是」および「経営三原則」のもと、経営及び経営体制の強化に努めてまいりました。

株主をはじめとするステークホルダーの権利を尊重した当社グループのコーポレート・ガバナンスにつき、その考え方をより明確にし、コーポレート・ガバナンスの維持・強化を図るとともに、多くのステークホルダーの皆様にご理解いただくため、2006年5月、コーポレート・ガバナンス・ポリシーを策定いたしました。

コーポレート・ガバナンス・ポリシー

1. 基本方針

日本電産グループコーポレート・ガバナンスの目的は、企業の誠実さを確立した上で社会の信頼を獲得し、「高成長、高収益、高株価」をモットーとした持続的な企業価値の拡大を図ることです。この目的のため、内部統制の維持・強化を図ることにより経営の健全性・効率性を高め、情報開示の充実を図ることにより経営の透明性を高めます。

2. ステークホルダーとの関わり

持続的に企業価値を拡大していくためには、株主、顧客、取引先、環境、社会、従業員といった各ステークホルダーと良好な関係を築き、共に成長していくことが不可欠であると考えます。ブラシレスモータを中心とする当社グループの製品は、低消費電力・長寿命・低騒音の特性を備え、IT・AV機器、家電、自動車、産業機械などに幅広く使われています。当社グループは、環境にやさしく、社会に必要とされる製品の開発供給やそれに関連した様々な事業活動を通じて社会の発展と地球環境負荷の低減に貢献し、持続的な企業価値の拡大を目指します。

3. 経営の執行と監督

取締役会は、経営に関わる重要な事項について意思決定を行うとともに、業務執行の監督を行います。経営に対する監督機能を強化し、経営の透明性・客観性を高めるため、独立性の高い社外取締役を選任しています。

監査役・監査役会は、取締役の職務執行の監査を行うとともに会計監査を行い、米国における監査委員会(Audit Committee)に準じた役割と機能を担います。

業務執行の組織として、経営会議と常務会を設置しております。経営会議は月1回開催され、月次決算の総括や事業部門の事業執行等に関する複数の会議により業務執行状況を把握するとともに、以降の業務執行についての判断を行います。総括の会議には役員その他、各部署や事業所の責任者等が出席し、情報の共有化を図っております。常務会は代表取締役社長の諮問機関として週1回開催され、代表取締役副会長執行役員が議長を務め、全般的業務執行方針や計画の審議及び個別重要案件の審議を行います。

さらに経営の効率性を高めるため、執行役員制と事業所制を採用しております。執行役員制により、企業の経営・監督に法的な責任を負う取締役と業務執行を担当する執行役員との役割分担を明確にし、取締役会の役割を全社的な経営判断に集中させ議論を活発化するとともに、取締役から執行役員への権限委譲による意思決定の迅速化を図ります。事業所制により経営責任の所在を明確にし、実効的な内部統制体制の維持・強化を図ります。

4. 内部統制

当社グループは、国内証券取引所上場企業としてだけでなく、ニューヨーク証券取引所上場企業として求められるコンプライアンス体制を確立し、リスク管理責任を明確化することにより経営の健全性・透明性の向上に努めます。具体的には、当社グループの内部統制に関する基本方針を「Nidecポリシーマニュアル」として制定し、内部統制の専任部署である経営管理監査部の活動により米国サーベンス・オクスリー法(SOX法)及び国内関連法規が求める財務報告における内部統制の有効性の維持と改善を図ります。また、取締役会の下にコンプライアンス委員会・リスク管理委員会及びCSR委員会を組織し、それぞれの事務局としてコンプライアンス室・リスク管理室及びCSR推進室を設置し、内部統制のための企業風土作り・管理体制の強化に対応しております。

5. 情報開示

当社グループは、ディスクロージャーポリシーを定め、株主をはじめとするステークホルダーの当社に対する理解を促進し、その適正な評価を可能とするため、更には当社の説明責任を果たし、経営の透明性を高めるため、公正かつ適時・適切な開示を行っています。具体的には開示検証委員会が開示の必要性及び内容の適法性・適切性の検証を行うとともに、積極的なIR活動を通じ、株主からの要望等を経営層へフィードバックすることにより、株主の視点を経営に反映させるよう心がけます。

6. グループ会社のコーポレート・ガバナンス

当社グループ会社は、当社の経営理念や方針のもと活動を行っており、当社の内部統制体制の中に組み込まれています。なお、当社からグループ会社に対し、役員への派遣、従業員の出向を行っておりますが、各グループ会社は社外監査役、専門家等の意見も踏まえ、十分に議論を尽くした上で各社の実情に対応した業務執行の意思決定を行うなど、その独立性の確保に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの全ての原則を実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

1. 政策保有株式の保有方針

当社は、事業上やその他分野で取引・協力関係のある企業と将来にわたり取引・協力関係の維持強化を図ることで中長期的な観点から事業の安定化などを通じ当社の企業価値向上に資すると期待されるものについて、株式を保有致します。なお、政策保有株式については、事業環境・経済環境等に応じて、総合的判断により適宜見直しを行います。

2. 政策保有株式の議決権行使の基準

当社は、政策保有株式に係る議決権行使にあたって、投資先企業の持続的成長に資することを基本方針とし、コーポレートガバナンス整備状況及びコンプライアンス体制なども総合的に勘案のうえ適切に議決権を行使致します。

(議決権行使の基本的な考え方)

投資先の個々の株主総会議案については、中長期投資の視点で取引・協力関係の維持・強化という株式保有の目的に資するかどうかという観点を含め、特に重要な資産の譲渡・合併等の組織再編等のような株主価値の毀損につながる事象に関し、個別に確認を行ったうえで議案の賛否について判断致します。なお、法令違反や反社会的行為に該当する議案については、事情の有無を問わず反対致します。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、当社取締役との間で取引を行う場合、コンプライアンス規程及び取締役会規程に基づき取締役会に付議し、会社の利益に反するものでないか否かを総合的に判断し決議しております。また、取締役の親族、執行役員主要株主等の関連当事者との間で取引を行う場合にも、上記取締役と同様の手続きにより、取締役会に付議し、会社の利益に反するものでないか否かを総合的に判断し決議しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(i)弊社ホームページ：<http://www.nidec.com/ja-JP/corporate/about/philosophy/>をご参照ください。

(ii)弊社ホームページ：<http://www.nidec.com/ja-JP/corporate/about/cg/governance/>をご参照ください。

(iii)当社は2004年12月31日をもって役員退職慰労金支給制度を廃止しております。2014年度に当社役員に対して支払った報酬等の総額は以下のとおりであり、報酬額を開示した有価証券報告書及び事業報告は、当社ウェブサイトにも掲載しております。

<http://www.nidec.com/ja-JP/ir/library/reports/>

取締役(社外取締役を除く) 11名398百万円

監査役(社外監査役を除く) 2名33百万円

社外役員 8名41百万円(注)上記には、2014年6月18日開催の第41期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名(うち社外取締役1名)及び社外監査役2名を含んでおります。

【報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容】

当社は企業業績との連動で役員の報酬等の額を決定しており、取締役の報酬総額は、2007年6月22日開催の第34期定時株主総会において決議された報酬限度額(年額1,000百万円)以内、監査役の報酬総額は2007年6月22日開催の第34期定時株主総会において決議された報酬限度額(年額100百万円)以内としております。

(iv)当社の取締役・監査役は、優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有しているものでなければならず、性別、年齢、国籍、技能その他取締役会並びに監査役会の構成の多様性に配慮し、毎年の株主総会決議による選任の対象としております。

(v)社外取締役・監査役候補者の選任理由につきましては「定時株主総会招集ご通知」に記載しておりますが、社外取締役・監査役以外の取締役候補につきましても今後株主総会において候補者を提案する場合には「定時株主総会招集ご通知」において当該候補者の選任理由を開示致します。弊社ホームページ「定時株主総会招集ご通知」をご参照ください。

<http://www.nidec.com/ja-JP/ir/calendar/meeting/>

【補充原則4-1-1】

取締役会は、経営に関わる重要な事項について意思決定を行うとともに、業務執行の監査を行います。経営に対する監督機能を強化し、経営の透明性・客観性を高めるため、独立性の高い社外取締役を選任します。業務執行の組織としては、経営会議と常務会を設置しております。経営会議は月1回開催され、月次決算の総括や事業部門の事業執行等に関する複数の会議により業務執行状況を把握するとともに以降の業務執行についての判断を行います。総括の会議には役員その他、各部署や事業所の責任者等が出席し、情報の共有化を図っております。常務会は代表取締役社長の諮問機関として週1回開催され、代表取締役副会長執行役員が議長を務め、全般的業務執行方針や計画の審議及び個別重要案件の審議を行います。さらに経営の効率性を高めるため、執行役員制と事業所制を採用しております。執行役員制により、企業の経営・監督に法的な責任を負う取締役と業務執行を担当する執行役員との役割分担を明確にし、取締役会の役割を全社的な経営判断に集中させ議論を活性化するとともに、取締役から執行役員への権限委譲による意思決定の迅速化を図ります。事業所制により経営責任の所在を明確にし、実効的な内部統制体制の維持・強化を図ります。なお、取締役会の決議を経るものとしては、取締役会規定に記載された(1)法定の事項(2)重要な業務に関する事項(3)経理・人事に関する事項(4)定款により定められた事項等がございます。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】及び【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、当社と特別な利害関係がなく独立性の高い社外取締役及び社外監査役を招聘することにより、当社の経営に対する監査・監督機能を強化しております。3名の社外取締役は豊かな経験と高い見識に基づき、客観的・中立的な立場から経営を監査・監視しております。なお、社外取締役及び社外監査役は証券取引所が規定する独立役員の要件を判断基準に選任しており、現在及び過去において、当社と人的関係、資本的關係または取引関係その他の利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定しました。

【補充原則4-11-1】

当社の取締役会は社外取締役3名を含めた12名で構成しております。各取締役は経営全般、管理部門、営業部門、生産技術部門、研究開発部門等それぞれの道に精通した人材でバランスよく構成しており、今後とも取締役の選任に際しては、その知識・経験・能力を中心にその時々に適したバランス、多様性及び規模を考慮していく予定です。

【補充原則4-11-2】

社外取締役・社外監査役を始め、取締役・監査役の役員兼務状況については、毎年、「定時株主総会招集ご通知」に記載しております。弊社ホームページ「定時株主総会招集ご通知」をご参照ください。

<http://www.nidec.com/ja-JP/ir/calendar/meeting/>

【補充原則4-11-3】

取締役会事務局による社外取締役及び社外監査役並びにその他取締役・監査役へのアンケート又はヒアリングを年1回行い、その結果に基づき、取締役会の実効性の分析評価を行い、改善に努めてまいります。

【補充原則4-14-2】

社外役員を含めた役員・執行役員には、当社の経営理念や、企業文化への理解を促し、経営環境等について継続的な情報提供を行うとともに、必要に応じて社内外の専門家を呼んで研修を実施しております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

株主との建設的な対話を促進するための方針としてコーポレート・ガバナンス・ポリシーを策定し当社ホームページで公表しております。当社では、IR担当取締役を選任し、広報宣伝・IR部がIR担当部署として営業部門、管理部門、グループ各社の関連部門などと幅広く連携し、IR活動を行っております。また、公正かつ適時・適切な開示を行うため、日本電産グループ全体を対象とした「開示手順管理規定」及び「インサイダー取引に関する社内規則」において具体的な開示の方法及び手順を定め、適時開示に係る社内体制について当社ホームページに公表しております。IR活動の詳細については本報告書の「3.2.IRに関する活動状況」をご参照ください。

コーポレート・ガバナンス・ポリシー

<http://www.nidec.com/ja-JP/corporate/about/cg/governance/>

適時開示に係る社内体制

<http://www.nidec.com/ja-JP/ir/management/disclosure/system/>

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
永守 重信	25,736,866	8.63
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	16,473,500	5.52
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	13,578,400	4.55
株式会社京都銀行	12,399,214	4.15
株式会社エヌエヌ興産	11,122,870	3.73
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY(常任代理人 香港上海銀行 東京支店)	9,601,383	3.22
株式会社三菱東京UFJ銀行	7,425,902	2.49
日本生命保険相互会社	6,579,748	2.20
明治安田生命保険相互会社	6,402,086	2.14
JPMC OPPENHEIMER JASDEC LENDING ACCOUNT(常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	6,384,486	2.14

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	100社以上300社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特になし

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	12名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
田原 睦夫	弁護士													
井戸 清人	その他													
石田 法子	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田原 睦夫	○	証券取引所が規定する独立役員に指定しております。	最高裁判所判事を経験されており、長年に亘る弁護士実務を通じて培われた見識と豊富な経験をもとに、当社の経営全般に助言をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンスを強化するため。 また当該取締役は、現在及び過去において、独立役員の要件として証券取引所が規定するいずれの項目にも該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定しました。
			財務省等で要職を歴任されており、その高い専門知識を持って、当社の経営全般に助言を

井戸 清人	○	証券取引所が規定する独立役員に指定しております。	いただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンスを強化するため。 また当該取締役は、現在及び過去において、独立役員の要件として証券取引所が規定するいずれの項目にも該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定しました。
石田 法子	○	証券取引所が規定する独立役員に指定しております。	日本弁護士連合会で要職を歴任されており、長年に亘る弁護士実務を通じて培われた見識と豊富な経験をもとに、当社の経営全般に助言をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンスを強化するため。 また当該取締役は、現在及び過去において、独立役員の要件として証券取引所が規定するいずれの項目にも該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定しました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

(1) 監査役と会計監査人の連携状況

監査役と会計監査人との間で、四半期ごとの会合に加え、年に2、3回ほど必要に応じ会合を行っております。会合では、監査結果、監査体制、監査計画、監査実施状況等について情報・意見交換を行っております。

(2) 監査役と内部監査部門の連携状況

当社では、社長直属の経営管理監査部が監査計画に基づいて内部監査を実施しております。監査役はその内部監査報告書を情報システムを通じて常時閲覧可能であり、内部監査部門である経営管理監査部等の関係部署から報告を受け、必要に応じて意見交換、情報共有または実地監査を行っております。このほか、毎月定例的に関係会社の月次決算状況や監査結果に関する情報・意見交換を関係部署の参加も得て実施し、連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
田邊 隆一	その他													
西川 郁生	学者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田邊 隆一	○	証券取引所が規定する独立役員に指定しております。	外交官として世界各国でご活躍されており、そのご経験と高い見識をもとに独立した立場からの助言をいただくことにより当社の監査業務並びにコーポレートガバナンスの強化を図るため。 また当該監査役は、現在及び過去において、独立役員の要件として証券取引所が規定するいずれの項目にも該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定しました。
西川 郁生	○	証券取引所が規定する独立役員に指定しております。	企業会計基準委員会委員長等を歴任されており、その高い専門知識を持って、独立した立場から当社の経営全般に助言をいただくことにより、当社の監査業務並びにコーポレートガバナンスの強化を図るため。 また当該監査役は、現在及び過去において、独立役員の要件として証券取引所が規定するいずれの項目にも該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定しました。

【独立役員関係】

独立役員の数 5名

その他独立役員に関する事項

当社は、証券取引所が規定する独立役員の要件を判断基準に社外役員を選任しており、社外役員全員を独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

下記【取締役報酬関係】の「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおりです。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

当社は2004年12月31日をもって役員退職慰労金支給制度を廃止しております。

2014年度に当社役員に対して支払った報酬等の総額は以下のとおりであり、報酬額を開示した有価証券報告書及び事業報告は、当社ウェブサイトにも掲載しております(<http://www.nidec.com/ja-JP/ir>)。

取締役(社外取締役を除く) 11名398百万円

監査役(社外監査役を除く) 2名33百万円

社外役員 8名41百万円

(注)上記には、2014年6月18日開催の第41期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名(うち社外取締役1名)及び社外監査役2名を含んでおります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は企業業績との連動で役員の報酬等の額を決定しており、取締役の報酬総額は、2007年6月22日開催の第34期定時株主総会において決議された報酬限度額(年額1,000百万円)以内、監査役の報酬総額は、2007年6月22日開催の第34期定時株主総会において決議された報酬限度額(年額100百万円)以内としております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

(1)社外取締役

取締役会事務局である総務部が社外取締役を補佐しております。通常の業務連絡等を通じてタイムリーな会社情報の提供と各種問合せに対応するとともに、取締役会の開催に際しては、全取締役・監査役に対し開催日前日までに取締役会の議案関連資料及び経理情報を提供しています。

(2)社外監査役

内部監査部門である経営管理監査部及び総務部が社外監査役を補佐しております。常勤の社外監査役を選任しており、子会社を含む各現場に足を運び直接監査等を実施する他、経営管理監査部が行った内部監査の報告書を、情報システムを通じて閲覧することで監査に必要な情報収集を行っております。監査役会の開催に際しては、全監査役に対し開催日1週間前までに開催の通知をするとともに、監査役会の議案関連資料を前日までに事前送付し、監査役会後は議事録を作成、全監査役に対し送付しております。また非常勤監査役に対しては、必要に応じて監査役会等で常勤監査役や当社役員等から各種情報が随時報告、提供されております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は監査役会設置会社です。取締役会は社内取締役9名(うち女性0名)、社外取締役3名(うち女性1名)の計12名、監査役会は社内監査役2名(うち女性0名)、社外監査役2名(うち女性0名)の計4名で構成しております。

取締役会は、経営に関わる重要な事項について意思決定を行うとともに、業務執行の監督を行います。経営に対する監督機能を強化し、経営の透明性・客観性を高めるため、独立性の高い社外取締役を選任しております。

監査役・監査役会は、取締役の職務執行の監査を行うとともに会計監査を行い、米国における監査委員会(Audit Committee)に準じた役割と機能を担います。

業務執行の組織として、経営会議と常務会を設置しております。経営会議は月1回開催され、月次決算の総括や事業部門の事業執行等に関する複数の会議により業務執行状況を把握するとともに、以降の業務執行についての判断を行います。総括の会議には役員その他、各部署や事業所の責任者等が出席し、情報の共有化を図っております。常務会は代表取締役社長の諮問機関として週1回開催され、代表取締役副会長執行役員が議長を務め、全般的業務執行方針や計画の審議及び個別重要案件の審議を行います。

さらに経営の効率性を高めるため、執行役員制と事業所制を採用しております。執行役員制により、企業の経営・監督に法的な責任を負う取締役と業務執行を担当する執行役員との役割分担を明確にし、取締役会の役割を全社的な経営判断に集中させ議論を活発化するとともに、取締役から執行役員への権限委譲による意思決定の迅速化を図ります。事業所制により経営責任の所在を明確にし、実効的な内部統制体制の維持・強化を図ります。

経営責任を明確にするため、取締役、執行役員ともに任期を1年としております。取締役及び監査役の報酬については、企業業績との連動性をより高めるため役員退職慰労金支給制度を2004年12月に廃止し、また株主総会決議により取締役及び監査役の報酬総額の最高限度額を定めております。

当社は当社と特別な利害関係が無く独立性の高い社外取締役及び社外監査役を招聘することにより、当社の経営に対する監査・監督機能を強化しています。3名の社外取締役は、豊かな経験と高い見識に基づき、客観的・中立的な立場から経営に関わる重要な事項について意思決定を行うとともに業務執行の監督を行っております。2名の社外監査役は、豊かな経験と高い見識に基づき、客観的・中立的な立場から経営を監査・監視しております。なお社外取締役及び社外監査役は証券取引所が規定する独立役員要件を判断基準に選任しており、現在及び過去において、当社と人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、社外役員全員を独立役員に指定しております。

このように会社の業務に精通した社内取締役及び3名の社外取締役によって構成された取締役会と、社外監査役を半数以上とする監査役会、及び内部監査部門である経営管理監査部の連携により、経営に対する監査・監督機能の強化を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上記「現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要」に記載のとおりです。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2015年は定時株主総会開催日(6月23日)の21日前にあたる6月2日に発送しました。
集中日を回避した株主総会の設定	定時株主総会は集中日を避け、2015年は6月23日、2014年は6月18日、2013年は6月25日に開催しました。
電磁的方法による議決権の行使	2004年度から電磁的方法による議決権の行使に対応、2005年度からは携帯電話を利用した議決権の行使にも対応しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しています。
招集通知(要約)の英文での提供	英文版招集通知を作成し、和・英文版とも発送日に当社ウェブサイトへ掲載しています。
その他	株主総会では終わった期の説明である事業報告の他に、今後の展望と戦略を説明するプレゼンテーションを別途行い、また開会前には「会社紹介ビデオ」を上映するなど、当社に対する参加株主の理解が深まるよう配慮しています。また、質疑応答は代表取締役会長兼社長(最高経営責任者)自身に対応し、質問がなくなるまで行っています。加えて、株主総会をマスコミに公開し透明性を高めています。 2010年度からは株主総会議案の議決結果について、賛否の票数も含めて当社ウェブサイトへ掲載しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	「ディスクロージャーポリシー」を作成し、和・英文版ともに当社ウェブサイト「投資家情報」のページで公表しています。 日本語: http://www.nidec.com/ja-JP/ir/management/disclosure 英語: http://www.nidec.com/en-Global/ir/management/disclosure/	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	2014年度は個人投資家向け説明会を21回開催しました。うち1回は代表取締役会長兼社長(最高経営責任者)が説明及び質疑応答を行いました。個人投資家向け説明会への参加については、どなたでも申し込めるよう当社ウェブサイト内に案内を掲載しています。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期ごとに東京で決算説明会を開催し、質疑応答を含め全て代表取締役会長兼社長(最高経営責任者)が説明を行い、マスコミに向けても門戸を開放しています。2006年度からは、アナリスト、機関投資家及びマスコミ向けの技術説明会・施設見学会も開催しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	四半期ごとに英語での決算説明電話会議を開催しています。質疑応答を含め全て取締役専務執行役員(最高財務責任者)が説明を行っています。また北米、欧州で各々少なくとも年1回、代表取締役会長兼社長(最高経営責任者)が現地へ赴いて説明を行っています。 ニューヨークとロンドンにIR専任オフィスがあり、各オフィスの駐在員が頻繁に詳細な説明を行っています。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイト「IR情報」のページ(http://www.nidec.com/ja-JP/ir/)を設けており、以下のようなIR資料を掲載しています。決算短信(和・英)、決算説明会資料(和・英)、質疑応答を含む決算説明会の音声(和・英)、株主総会の招集通知・決議通知(和・英)、適時開示資料(和・英)、個人投資家向け説明会資料、株主通信(事業報告書)、有価証券報告書、コーポレート・ガバナンス報告書、20-F。	
	IR担当部署: 広報宣伝・IR部 IRグループ	

IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当役員:吉松加雄(取締役専務執行役員兼最高財務責任者) IR事務連絡責任者:永安正洋(IRグループ グループリーダー) 広報宣伝・IR部 IRグループはIR専任組織であり、ニューヨークとロンドンの海外IR専任オフィスも含め、8名の専任者で構成されています。
その他	個人投資家向けIRの強化策の一環として、証券会社のセールス担当者向けの説明会を継続的に実施しています。2014年度は51回開催しました。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	<p>「社是」において社会や従業員といったステークホルダーへの貢献に努める姿勢を明示しております。また、「コーポレート・ガバナンス・ポリシー」の中で、ステークホルダーとの関わりについて以下のように定めています。</p> <p>『持続的に企業価値を拡大していくためには、株主、顧客、取引先、環境、社会、従業員といった各ステークホルダーと良好な関係を築き、共に成長していくことが不可欠であると考えます。ブラシレスモータを中心とする当社グループの製品は、低消費電力・長寿命・低騒音の特性を備え、IT・AV機器、家電、自動車、産業機械などに幅広く使われています。当社グループは、環境にやさしく、社会に必要とされる製品の開発供給やそれに関連した様々な事業活動を通じて社会の発展と地球環境負荷の低減に貢献し、持続的な企業価値の拡大を目指します。』</p>
環境保全活動、CSR活動等の実施	<p>CSR憲章を定め、CSR委員会を取締役会のもとに設置し、その事務局でCSRの専任組織であるCSR推進室を中心にCSR活動に取り組んでいます。CSR活動の詳細は、2004年から毎年発行しております「CSR報告書」や当社ウェブサイトに設けております「CSR情報」のページ(http://www.nidec.com/ja-JP/sustainability)で公開しております。</p>
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	<p>「ディスクロージャーポリシー」を策定し、当社ウェブサイト上でも公開しています。ポリシーの中では、ステークホルダーに対するフェアディスクロージャーの実施や、開示規則に該当しない情報に関しても積極的に開示する方針を定めています。また、CSR憲章の中でも『当社は、公正で透明性の高い情報開示を行うとともに株主、顧客、取引先、社員などのステークホルダーの皆さまとの双方向のコミュニケーションを図り、社会の信頼を獲得できるよう取り組みます』と方針を明記しています。</p>

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は2004年9月に当社及び関係会社の内部統制に関する基本方針を「Nidecポリシーマニュアル」として制定し、経営管理監査部の組織化と活動により米国サーベンス・オクスリー法(SOX法)が求める財務報告における内部統制の有効性の維持と改善を図っております。

当社は会社法及び会社法施行規則に基づき業務の適正を確保するための体制として、以下のような体制を構築しております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令・諸規則、社内規則・基準、社会倫理規範等を遵守することにより社会の信頼を獲得すると同時に役職員の倫理意識を高め、企業の誠実さを確立すべく以下のコンプライアンス体制を確保します。

- (1) 当社のコンプライアンスに関する基本的な考え方並びに組織及び運営方法等を定め、法令等に基づく適正な業務執行とそのプロセスの継続的な検証と改善を通じてコンプライアンス体制の確立と意識の徹底を図ることを目的として「コンプライアンス規程」を定めております。
- (2) 取締役会の下にコンプライアンス委員会を設置し、その年度方針の下に各事業所長及び各部門長が倫理規範励行の徹底・対応・報告の徹底を図るための年度計画を作成・実行することとし、コンプライアンス室がこれを支援し経過報告を集約する一方、経営管理監査部が体制の整備状況を監査します。
- (3) コンプライアンス推進活動の一環としてコンプライアンス研修を実施し、また倫理規範・行動規範としてコンプライアンス行動規範及びコンプライアンス・マニュアルを定め、その周知を部門内で徹底します。
- (4) コンプライアンス徹底のために内部通報制度を設け、通報者の保護を図ります。
- (5) コンプライアンス違反に関しては、コンプライアンス室または社外に設置した内部通報窓口への報告・通報により調査し再発防止を図ります。特に財務諸表における虚偽の表示の原因となる経営者・使用人または第三者による不正については発生防止に留意します。コンプライアンス違反事案は懲罰委員会、取締役会の審議を経て決定します。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役及び執行役員の職務の執行に係る文書については、別途定める「文書規程」により保存年限を定めて整理・保存するものとし、監査役は常時閲覧可能であります。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社はリスク管理体制確立のため「リスク管理規程」を制定し、リスク管理委員会とリスク管理室を設置します。リスク管理委員会は取締役会の下に設置し年度方針を策定し、その下に各事業所長及び各部門長がリスクの管理・対応・報告の徹底を図るための年度計画を作成・実行します。リスク管理室はこれを支援し経過報告を集約する一方、経営管理監査部がこのリスク管理体制の整備状況を監査します。
- (2) 日常のリスク管理に関して定めた「リスク管理規程」とは別に、リスクが顕在化し現実の危機対応が必要となった際に備え、「危機管理規程」を定めております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 「取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」の基礎として、執行役員制度を採用し、業務執行権限を執行役員に委譲します。取締役会は、当社の経営方針及び経営戦略等に係る重要事項を決定し、執行役員の選任・解任と業務執行の監督を行います。
- (2) 当社グループは具体的な数値目標・定性目標として設定された長期ビジョンを実現するための中期経営計画を策定し、年度事業計画の基礎とします。策定にあたり中期達成目標としての実行可能性・長期ビジョンとの整合性・達成のために克服すべき課題やリスクを含め検討し決定します。なお、マーケット状況の変化・進捗状況の如何により定期的に見直しローリングを行います。
- (3) 業務処理の判断及び決定の権限関係を明確にして経営効率と透明性の向上を図るため、稟議事項並びに稟議手続きについて「稟議規程」を定めております。
- (4) 各部門はその責任において必要情報を十分に収集すると共に、内容に応じて関連部門に収集した情報を遅滞なく回付します。重要な情報については、毎日のリスク会議で迅速に報告・共有し、リスク会議の議事録は毎日各部門長に配信され日々の業務に活用します。また必要に応じて、常務会、経営会議の場でも幅広く討議・共有します。

5. 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社の取締役及び執行役員はグループ会社の取締役及び執行役員を兼務しグループ各社の経営会議に出席し、四半期毎にグループCEO会を開催する等で、グループ内での方針・情報の共有化と指示・要請の伝達を効率的に実施します。また、グループ各社の業務を所管する関係会社管理部、海外事業管理部はグループ各社との連携強化を図ります。
- (2) グループ全体のコーポレートガバナンスを実践するために、本社各部門はグループ全体の内部統制システム構築の指導・支援を実施すると共に、適法・適正で効率的な事業運営を管理・監査します。
- (3) 経営管理監査部は当社及びグループ各社の内部監査を実施し、業務の改善策の指導、実施の支援・助言を行います。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役会の要請に従い経営管理監査部は監査役の要望した事項の監査を実施し、その結果を監査役会に報告します。
- (2) 当該監査においては監査役の指揮命令の下にその職務を補助します。その報告に対して取締役及び執行役員は一切不当な制約をしません。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び執行役員または使用人は、監査役会に対して法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項・内部監査の実施状況・内部通報制度による通報状況及びその内容を速やかに報告します。報告の方法については、取締役及び執行役員と監査役会との協議により決定する方法によっております。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は経営陣と意見交換を実施します。
- (2) 監査役は毎月の活動を監査報告書にまとめ、取締役会に報告します。
- (3) 監査役は各社の現場にも足を運び入れ、3Q6S監査等を実施します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は誠実な事業活動を行うことを「CSR憲章」の中で明示し、その運用を定めた「CSR規程」において反社会的勢力への一切の関与を禁止するとともに、反社会的勢力に対する受付対応手順書を作成し、反社会的勢力に対して毅然とした態度で挑む体制を整備しています。

具体的には反社会的勢力排除に向けて以下のとおり取り組んでいます。

(1) 対応統括部署である総務部内に責任者を設置し、窓口を一本化して対応を行っています。

(2) 京都地区企業防衛対策協議会に加入し企業間の連携を密にして反社会的勢力に関する情報を収集するとともに、警察及び京都府暴力追放推進センター等の外部専門機関の指導を受けています。

(3) 責任者が暴力追放府民大会や京都地区企業防衛対策協議会の定例会議等に参加し、研修を受けるとともに、時宜をとらえて全社員に必要な情報の周知や注意喚起、対応要領等について指導しています。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

現時点で、買収防衛策は導入していません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. 適時開示に係る基本方針

当社は「ディスクロージャーポリシー」の中で、日本電産グループの適時開示に係る基本方針を以下のとおり定めております。

『当社は、株主・投資家をはじめとするステークホルダーの当社に対する理解を促進し、その適正な評価を可能とするため、更には当社の説明責任を果たし、経営の透明性を高めるため、公正かつ適時・適切な開示を行います。グループ会社を含む当社の全従業員及び役員はこのディスクロージャーポリシーを遵守します。』

2. 適時開示に係る社内体制

当社は、公正かつ適時・適切な開示を行うため、上記の基本方針に基づき、日本電産グループ全社を対象とした「開示手順管理規程」及び「インサイダー取引に関する社内規則」において具体的な開示の方法及び手順を定めています。これら規程に基づく当社の適時開示体制は以下のとおりです。

(1) 適時開示情報に該当すると想定される重要な決定を行った場合、また事実が発生した場合、情報を入手した事業所長、各部門責任者は直ちに情報管理責任者（広報宣伝・IR部担当役員）に報告する。

(2) 適時開示の要否、開示時期、開示内容、開示方法等の適時開示に必要な決定は、代表取締役副会長執行役員を委員長とする開示検証委員会が協議を行い、情報管理責任者が判断する。

(3) 情報管理事務局（広報宣伝・IR部）は、フェアディスクロージャーの確保、またインサイダー取引防止の観点から情報管理を徹底した上で、当該情報を開示する。なお適時開示情報が子会社に係る場合、当該子会社の担当部署は当社広報宣伝・IR部の指示に基づき開示する。

